

日本歯科専門医機構認証「補綴歯科専門医」制度

～広告可能な制度の内容と現状～

○筆頭発表者：音琴淳一（専門医制度委員会 委員長）

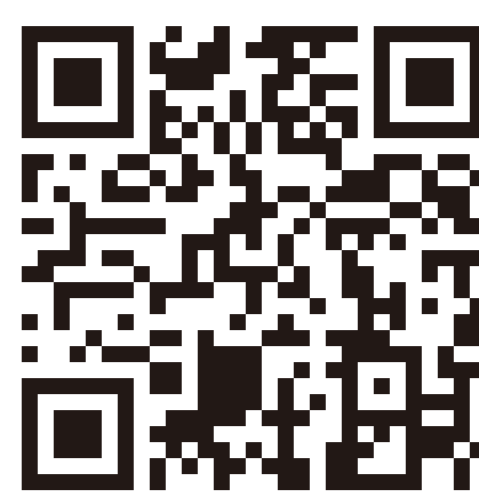
共同発表者：金沢紘史/平井順/山内真人/権曉成/小林隆/岸本英之/倉富寛/田中憲一/須呂剛士

日本歯科専門医機構が認定する「補綴歯科専門医」とは

「補綴」という専門領域において適切な研修教育を受け、十分な知識と経験を備え、患者から信頼される専門医療を提供できる歯科医師で、令和5年10月12日より厚生労働省に広告可能専門医^{※1}として認証され、会員の専門医取得が可能になりました。

この制度は、日本顎咬合学会と日本補綴歯科学会が合同で運用しています（2学会1制度）。

※1 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）



補綴歯科専門医制度規則

総則

第1条 本制度は、歯科補綴学の専門的知識および臨床技能・経験を有する優れた歯科医師を補綴歯科専門医(以下、「専門医」という。)として認定し、補綴歯科医療の高度な水準の維持と向上を図り、保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために公益社団法人日本補綴歯科学会および特定非営利活動 法人日本顎咬合学会(以下、「両会」という。)は連携し、合同の運営のもと、専門医の制度を設け、専門医制度の実施に必要な事業を行う。



(令和 4年 2月 21 日制定)
(令和 4年 7月 15 日改正)
(令和 4年 10 月 24 日改正)

2学会1制度について

・日本顎咬合学会と日本補綴歯科学会は、補綴歯科専門医制度に関する規則・細則を共有しています。

・2学会合同で補綴歯科専門医制度に関する4つの委員会を運営しています。

- 1 補綴歯科専門医 制度・認定委員会
- 2 補綴歯科専門医 制度小委員会
- 3 補綴歯科専門医 認定小委員会
- 4 補綴歯科専門医 倫理調査委員会

専門医認定研修機関について

専門医認定小委員会と両会理事会の議を経たのち、専門医機構に認定された機関を指します。

専門医・指導医数や症例数によって、**受け入れ可能な研修医数**が決まります。

専門医認定研修機関(甲) 大学の歯科補綴学に関連する講座や診療科が主体となります。

- 1 補綴歯科指導医が1名以上常勤していること。
- 2 研修の実施に必要な設備、図書および人員を有し、かつ、十分な補綴歯科症例数を有していること。
- 3 歯科補綴学に関連する課題について定期的に教育・研修が行われていること。
- 4 大学の歯科補綴学に関連する講座または分野であること。
- 5 大学病院もしくは大学附属病院の補綴歯科治療に関連する講座または診療科であること。

専門医認定研修機関(乙) 一般の診療所で、(甲)と連携して研修を行います。

- 1 補綴歯科指導医が1名以上常勤していること。
- 2 研修の実施に必要な補綴歯科症例数を有していること。
- 3 必要により認定研修機関(甲)の設備、図書等を利用できること。
- 4 歯科補綴学に関連する課題について定期的に教育・研修が行われていること。
- 5 両会が認める学術集会または刊行物における歯科補綴学に関連する報告が行われていること。
- 6 (1)から(5)について実地調査を受け、適格と認定されていること。

研修機関の受け入れ可能な研修歯科医師数の算定方法

・算定A(基本症例の装置数) : 基本症例数 ÷ 20 (人) ← 研修医1人あたり20装置必要

・算定B(難症例数) : 難症例数 ÷ 4 (人) ← 研修医1人あたり4症例必要

・算定C(指導医と専門医数) : 指導医・専門医数×14 (人) ← 指導医、専門医1人あたり14名受け入れ可能

上記の算定A,B,C のうち、最小の数が、その研修機関における受け入れ可能な研修歯科医師の数となります。

(例) 基本症例の装置数が90、難症例数が37、指導医と専門医の数が14人の研修機関の場合

算定A: 90 ÷ 20 = 4.5人

算定B: 37 ÷ 4 = 9.25人

算定C: 14 × 14 = 196人

これらのうち、**最小人数の4人**が、その研修機関が受け入れることのできる研修歯科医師の数

日本歯科専門医機構とは

日本歯科専門医機構の設立経緯

- 2005年～ 日本歯科医学会において歯科専門医制度の検討
- 2014年 日本歯科医師会と日本歯科医学会の両会長名で「歯科医師の専門医の在り方に関する検討会」の設置を医政局長宛要望書提出
- 2015年 厚生労働省において、「歯科医師の資質向上等に関する検討会」のワーキンググループとして、「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」を設置
- 2016年 5月 「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」において方向性ととりまとめ
11月 「歯科医師の資質向上等に関する検討会」においてWGの議論を踏まえた論点整理
- 2017年 日本歯科医師会、日本歯科医学会連合等による「歯科専門性に関する協議会」設置
- 2018年 一般社団法人日本歯科専門医機構設立

日本歯科専門医機構における歯科専門医の考え方

1. 歯科専門医とは
それぞれの専門領域において適切な研修教育を受け、十分な知識と経験を備え、患者から信頼される専門医療を提供できる歯科医師
2. 日本歯科専門医機構が認定する専門医制度の基本的理念
1. プロフェッショナルオートノミーに基づいた歯科専門医(および歯科医療従事者)の質を保証・維持できる制度であること
2. 国民に信頼され、受診先の選択に際し良い指標となる制度であること

専門医制度認証の仕組み

- 各専門医制度の構築(専門研修カリキュラム、専門研修教育、専門医資格等の認定や更新の審査・認定に係る制度設計等)は、各領域学会で行う。
- 日本歯科専門医機構は、各学会の制度の基本的要件・基準の設定等について、中立・公正に審査し、各学会の専門医制度及び専門医・研修施設等の評価・認定と認証を行う。

歯科における専門領域の考え方

- 専門医の診療領域については、大学の講座(分野)に準じたものを基本とし、サブスペシャリティーについては今後の検討課題とする。
- 地域歯科医療における多職種連携、訪問歯科診療、ハイリスク患者の歯科診療などを総合的かつ専門的に行う歯科医師を認定する「総合歯科専門医(仮称)」制度を構築する。
- 以上の方針から、以下の**10基本領域について、専門医制度の領域の認定を行っているところ。**
 - ① 日本歯科専門医機構における領域の認定を終え、現在広告可能な領域
口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線、補綴歯科^{【※】}
 - ② 専門医療や専門領域について、関係学会間で協議の上、検討を行っている領域
矯正歯科、歯科保存、インプラント歯科、総合歯科(名称はいずれも仮称)

【※】「口腔外科」「歯周病」「歯科麻酔」「小児歯科」「歯科放射線」令和3年告示改正前から広告可能な領域「補綴歯科」令和5年5月に日本歯科専門医機構において領域を認定済み。

日本歯科専門医機構の令和6年度第3回理事会(定例)(令和6年6月20日開催)において、新たに、「矯正歯科」及び「歯科保存」の領域について認定が行われた。

「専門医に関する広告について」より

第4回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会(厚生労働省)資料3 令和6年8月22日

詳しくは、日本顎咬合学会 HP の説明ビデオをご覧ください。



P-070 ”「補綴歯科専門医」の申請条件と取得までに必要なこと”も併せてご確認ください。